



認知症カフェをご利用ください

「認知症カフェ」とは、認知症の人やその家族、地域の人など、どなたでも参加し、集える場所です。お茶を飲みながら会話したり、専門職員への相談や助言などを受けたりすることもできます。

■ たかとまりカフェ

◎とき

奇数月の第3土曜日 13:30～15:30

◎ところ サービス付高齢者向け住宅 スカイラ（大字西高泊 1334-1）

◎利用料 100円

☎ 地域密着型介護事業所そらり
（☎ 39-9101 上村）

■ ひまわりカフェ

◎とき

偶数月の第4土曜日 13:30～15:00

◎ところ 介護事業所いつは（住吉本町二丁目 7-20）

◎利用料 100円

☎ 地域密着型介護事業所いつは
（☎ 81-2828 奥島）

■ オレンジカフェあおぞら

◎とき

毎月第2日曜日 13:00～15:30

◎ところ 村重医院併設デイケアあおぞらホール（須恵一丁目 12-10）

◎利用料 200円

☎ デイサービスひなたぼっこ
（☎ 39-6762 中村）

■ 生協小野田診療所認知症カフェ（仮称）
（8月21日（火）オープン）

◎とき

毎月第3火曜日 14:00～16:00

◎ところ 生協小野田診療所（掃山一丁目 17-20）

◎利用料 200円

☎ 生協小野田診療所（☎ 84-2533 森田）

〈問い合わせ先〉 地域包括支援センター（高齢福祉課内 ☎ 82-1149）



消費生活センターからのお知らせ

◎通信販売の契約内容をよく確認しましょう！

〈相談〉

インターネットで「お試し 500円」という健康食品の広告を見つけた。「送料無料」「1回だけ」と書いてあり、試しに注文してみた。商品が届いたので代金を払ったが、数日後にまた商品が届いた。同封の書類には、「5,000円・定期コース・返品不可」と表示されていた。お試しのつもりだったので、解約・返品したい。

〈相談者への助言〉

格安価格を強調する広告には、定期購入などの条件が定められている場合があります。通信販売には、クーリング・オフ制度がありません。注文前には、返品可否や購入条件などの契約内容を必ず確認しましょう。

通信販売でクーリング・オフが利用できない理由とは？

クーリング・オフとは、訪問販売などの不意打ち的な販売で、消費者が契約した場合でも、冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる特別な制度です。インターネット通販やテレビショッピングなどの通信販売は、通常の店舗での購入と同様に、消費者が主体的に行動して契約するものなので、クーリング・オフ制度がありません。



〈問い合わせ・申込先〉 消費生活センター（市民生活課内 ☎ 82-1139）